

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
19	19	17	18	7	9	8	9	17	2	6	6	0	0	19	0	0
山口県	下関市	○	○		○			○			○	(○をしたエは厳密には「就学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送」)・保護者宛にメールで告知			○	
山口県	宇部市	○	○		○					○					○	
山口県	山口市	○	○	○		○				○	○	広報番組やラジオで制度を周知、学校便りに就学援助の記事を掲載するよう依頼。			○	
山口県	萩市	○	○		○	○				○					○	
山口県	防府市	○	○	○						○	○				○	
山口県	下松市	○	○		○			○		○					○	
山口県	岩国市	○	○		○	○				○	○	前年度中に認定を受けていた世帯には、郵送にて申請の案内をしている。			○	
山口県	光市	○	○		○	○	○	○							○	
山口県	長門市	○	○	○				○		○					○	
山口県	柳井市	○	○			○				○					○	
山口県	美祿市	○	○	○	○	○				○					○	
山口県	周南市	○	○		○		○	○							○	
山口県	山陽小野田市	○	○		○				○	○	○	・入学通知書とともに就学援助制度の書類を郵送。 ・就学援助を受けている保護者に、次年度の申請書類を郵送。			○	
山口県	周防大島町	○	○								○	就学時健診の実施通知に就学援助制度、入学準備金の案内を同封。中学校入学予定者については、同時期に学校へ案内の配布を依頼。			○	
山口県	和木町	○	○			○	○	○							○	
山口県	上関町		○	○											○	
山口県	田布施町		○	○				○		○	○	申請時期(4～5月)に町ホームページへ申請情報を掲載			○	
山口県	平生町	○	○	○				○		○					○	
山口県	阿武町	○				○	○	○	○						○	

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法									(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容		
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)			
19	19	2	14	5	0	0	0	2	2	11	
山口県	下関市		○						・準要保護の希望者のうち振込先が保護者口座の場合は上記イ。・準要保護の希望者のうち前年度校納金の滞納があり、振込先が学校長口座で、新年度も学校長口座の場合は、学校(→教育委員会)に専用の申請書を提出。(申請者のみ提出)・要保護(修学旅行費)の希望者は専用の申請書を生活支援課(→教育委員会)に提出。(申請者のみ提出)	・チラシに援助対象となる世帯の年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額の記載。・保護者宛にメールで告知	
山口県	宇部市			○					要保護については、福祉事務局から生活保護受給者情報の提供を受け、要保護者として認定しているため申請書の提出は不要	認定される場合の目安例として世帯構成及び年間所得の目安額を記載している	
山口県	山口市		○							学校を通じて全世帯の保護者に案内を配布している。	
山口県	萩市			○						チラシは色付きの用紙で印刷している。	
山口県	防府市		○								
山口県	下松市		○								
山口県	岩国市	○	○	○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。	
山口県	光市		○							案内文書を蛍光色の色紙に印刷し、目立つように作成、援助対象となる年間所得の目安額(モデルケース)を記載、各費目の援助額や年額の記載、転入者に対し学校を通じて案内文書を配布。	
山口県	長門市			○						就学援助制度の案内について、ひとり親家庭の担当課である子育て支援課を通じて対象世帯の把握と申請勧奨を行い、年度途中でひとり親となった世帯からの新規申請もあるなど、スムーズに援助につながるケースも出てきている。	
山口県	柳井市		○								
山口県	美祿市		○								
山口県	周南市		○							転入者へ渡す「手続き一覧表」に、就学援助費を記載している。	
山口県	山陽小野田市		○							・援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 ・転入者や世帯状況に変更があった者には必ず就学援助制度を説明している。	
山口県	周防大島町			○							
山口県	和木町		○								
山口県	上関町		○								
山口県	田布施町		○							入学時及び毎年度の進級時に案内文を配布しており、申請希望の有無に関わらず、全児童・生徒の保護者に対し周知している。	
山口県	平生町		○							毎年度、就学援助の周知文書を学校を通じて全保護者宛てに配布している。	
山口県	阿武町	○									

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容		
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。		エ. その他 →(6)	
19	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	15	0	0	0	0	0	0	
山口県	下関市	○					○											○							
山口県	宇部市	○					○										○								
山口県	山口市	○					○											○							
山口県	萩市	○					○											○							
山口県	防府市	○					○											○							
山口県	下松市	○					○											○							
山口県	岩国市	○					○											○							
山口県	光市	○					○										○								
山口県	長門市	○					○											○							
山口県	柳井市	○					○											○							
山口県	美祿市	○					○								○			○							
山口県	周南市	○					○											○							
山口県	山陽小野田市	○					○											○							
山口県	周防大島町	○					○											○							
山口県	和木町	○					○											○							
山口県	上関町	○					○							○											
山口県	田布施町	○					○											○							
山口県	平生町	○					○											○							
山口県	阿武町	○					○											○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)													(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項					
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	(2) オの内容・補足事項	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、屋敷、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)	係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍
19	19	6	1	7	0	5	5	10	11	9	11	11	13	3	1	9	7	3	2	4	7	7	2	6	0	4	15	0	4	2
山口県	下関市		○					○			○	○	○																	0倍～0.5倍未満、0.5倍以上～1.0倍未満、1.0倍以上～1.1倍未満、1.1倍以上～1.2倍未満、1.2倍以上～1.3倍未満
山口県	宇部市			○																				○						
山口県	山口市	○						○	○	○	○	○	○			○	○			○				○						区分1(1.3倍)、区分2(1.3～1.5倍)、区分3(1.5～1.87倍)の3段階で認定。
山口県	萩市	○							○				○									○								
山口県	防府市					○	現在整備されておらず、検討もしていない。				○	○	○							○						○				児童生徒の属する世帯の前年の所得が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額に基づき本市教育委員会が定めた基準額の1.3倍未満である
山口県	下松市					○	認定基準を設けていない	○	○	○	○	○	○			○	○							○						
山口県	岩国市	○						○	○	○	○	○	○			○				○	○									
山口県	光市					○	就学援助については通常、前年の所得で認定の可否を判断しているが、令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯については、直近の収入状況を踏まえた審査を実施した。	○	○	○	○	○	○			○	○													
山口県	長門市	○						○	○	○	○	○	○			○	○	○				○								
山口県	柳井市			○																						○				特別支援教育就学奨励費の算定方法とほぼ同じだが、収入額は社会保険料を控除せず算定し、需要額は交通費を加算せず算定し、収入額が需要額の1.3倍以下と規定している。
山口県	美祿市					○	令和2年度においては、前年収入基準を今年予定収入基準とし、認定を行った。今後は検討中。	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○									
山口県	周南市			○																				○						
山口県	山陽小野田市	○						○	○	○	○	○	○			○	○			○			○		○					世帯の主たる生計維持者の疾病、失業、失踪等により、世帯の経済状況に急変等が生じ、児童生徒の就学に要する費用を負担することが著しく困難な状況にあると教育委員会が認めた者。
山口県	周防大島町			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○										
山口県	和木町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
山口県	上関町			○																		○								
山口県	田布施町					○	現時点では特に対応していない。																		○					認定を受けようとする年度に世帯構成員全員が納付すべき町民税の所得割課税額(住宅借入金等特別控除前)の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。 (1) 20,240円 (2) 認定の前年度12月31日現在の16歳未満の世帯構成員の数に21,300円を乗じて得た額
山口県	平生町			○																				○						
山口県	阿武町	○							○				○						○						○					

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																					
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																					
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費								補足事項															
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額		令和3 年度単 価	その他													
19	19	19	0	0	0	0	0	0	18	18	1	19	0	0	0	0	0	0	18	18	1	10	4	4	0	6	6	6	0	0	0	19	3	3	0	16	16	16	0	0	0	16													
山口県	下関市	○									○	○									○	○	○	40,568							○				○			○	22,690	15,447									⑦学用品費:5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ⑧新入学学用品費:5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ⑨通学用品費:学用品費を含む ⑩校外活動費(日帰り):5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額 ⑪校外活動費(宿泊):5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額 ・通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費を含む。 学用品費1年生:13,230円、2～6年生:15,500円 ・通学費については、令和2年度該当者がいなかった為、実績なし						
山口県	宇部市	○							○	15,500		○							○	51,060		○				○	40,020	0			○			○		○	22,690	12,601											・通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費を含む。 学用品費1年生:13,230円、2～6年生:15,500円 ・通学費については、令和2年度該当者がいなかった為、実績なし						
山口県	山口市	○							○	16,300		○							○	51,060		○									○			○		○	22,690	7,295												体育実技用具費 スキー、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの):支給実績なし					
山口県	萩市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		0						○	○		6,880																	体育実技用具費 スキー、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの):支給実績なし				
山口県	防府市	○									○								○	51,060											○				○			○	22,690	13,445												通学用品費は、第一学年を除き支給。 医療費については、実績なし			
山口県	下松市	○							○	11,630		○							○	51,060		○					○	40,020	40,020			○			○		○	22,690	13,384												医療費については、実績なし				
山口県	岩国市	○							○	11,630		○							○	51,060		○					○	40,020	0			○			○		○	22,690	14,039													通学費:実績なし			
山口県	光市	○							○	11,630		○							○	51,060		○					○	40,020	0			○			○		○	22,690	7,501													通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費について、費目設定はあるが実績なし。			
山口県	長門市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		0						○			○		○	22,690	22,690														・通学費については実績なし。			
山口県	柳井市	○							○	11,640		○							○	51,110											○			○		○	21,580	14,579														通学用品費について 第2～第6学年に支給している。支給割合は88%。			
山口県	美祿市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		0						○			○		○	18,000	15,753																	
山口県	周南市	○							○	11,630		○							○	51,060		○									○			○		○	21,890	14,474																	
山口県	山陽小野田市	○							○	11,630		○							○	51,060		○					○	40,020	0			○			○		○	22,690	21,890													・支給平均額は、令和3年度予算に計上した単価。通学費については令和2年度実績なし。 ・通学用品費は、第1学年を除く。			
山口県	周防大島町	○							○	11,630		○							○	51,060		○					○	40,020	0			○			○		○	22,690	21,890													支給平均額は、令和3年度予算計上した単価。通学費については、スクールバス等の運行により対象者がいないため予算計上をしていない。 郊外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。			
山口県	和木町	○							○	11,630		○							○	51,060		○									○	○		4,331																					
山口県	上関町	○							○	13,650		○							○	50,600											○	○		0																					修学旅行費、校外活動費の支給平均額「0」は、対象児童がいなかったため。
山口県	田布施町	○								1年生は定額11,630円、2～6年生は定額13,900円		○							○	51,060											○				○		○	22,690	5,715														・学用品費と通学用品費(合算)・・・1年生は定額11,630円、2～6年生は定額13,900円 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・令和元年度実績額 ・医療費・・・令和2年度及び令和元年度実績無し		
山口県	平生町	○							○	11,640		○							○	51,110											○			○		○	21,580	13,530															「医療費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」については実績なし		
山口県	阿武町	○							○	11,630		○							○	51,060											○			○		○	21,890	10,709																	・通学用品費は、第1学年を除く。 ・校外活動(宿泊を伴うもの)は、コロナウィルス感染拡大防止のため実施できず。

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																													
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																													
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項					
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他						
19	19	19	0	0	0	0	0	0	18	18	1	19	0	0	0	0	0	0	18	18	1	11	4	4	0	6	6	6	1	1	0	19	3	3	0	16	16	16	0	0	0	18					
山口県	下関市	○									○	○									○	○	○	140,256							○				○	60,910	36,765							⑦学用品費:5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ⑧新入学学用品費:5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ⑨通学用品費:学用品費を含む ⑩校外活動費(日帰り):5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額 ⑪校外活動費(宿泊):5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額 ※県立下関中等教育学校(前期課程)在籍者には通学費、医療費、給食費の支給なし。			
山口県	宇部市	○							○	27,310		○							○	60,000		○				○	80,880	0				○			○	60,910	15,670							・通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費を含む。 学用品費1年生:25,040円、2、3年生:27,310円 ・通学費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については、令和2年度該当者がいなかった為、実績			
山口県	山口市	○							○	27,900		○							○	60,000		○										○			○	60,910	13,000							校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なしの為、0円。			
山口県	萩市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○		0							○	○		8,954									体育実技用具費 剣道・スキー、通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの):支給実績なし			
山口県	防府市	○								○	22,730		○						○	60,000												○				○	60,910	17,200							通学用品費は、第一学年を除き支給。校外活動費(宿泊を伴うもの)はR2年度実績なし。		
山口県	下松市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	66,677					○			○	60,910	42,900							校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし		
山口県	岩国市	○							○	22,730		○							○	60,000		○				○	80,880	0					○			○	60,910	27,324							通学費:実績なし、医療費:実績なし、校外活動費(泊無):該当学年2年生、割合32%		
山口県	光市	○							○	22,730		○							○	60,000		○					○	80,880	0				○				○	60,910	2,571							通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費について、費目設定はあるが実績なし。	
山口県	長門市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○		0							○				○	60,910	60,910							・通学費については実績なし。		
山口県	柳井市	○							○	22,740		○							○	57,980												○				○	57,720	0							通学用品費について 第2～第3学年に支給。支給割合は64%。		
山口県	美祿市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○		49,680								○				○	40,000	19,216							支給実績なし	
山口県	周南市	○							○	22,730		○							○	60,000		○											○				○	60,910	9,704								
山口県	山陽小野田市	○							○	22,730		○							○	60,000		○					○	80,880	0					○				○	60,910	58,000							・支給平均額は、令和3年度予算に計上した単価。通学費については令和2年度実績なし。 ・通学用品費は、第1学年を除く。
山口県	周防大島町	○							○	22,730		○							○	60,000		○					○	80,880	0					○				○	60,910	60,910							支給平均額は、令和3年度予算計上した単価。 通学費については、スクールバス等の運行により対象者がいないため予算計上をしていない。
山口県	和木町	○							○	22,730		○							○	60,000		○											○	○		5,067										郊外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。	
山口県	上関町	○							○	26,100		○							○	57,400													○	○		0										修学旅行費、校外活動費の支給平均額「0」は、対象生徒がいなかったため。	
山口県	田布施町	○								1年生は定額22,730円、2～3年生は定額25,000円		○							○	60,000													○				○	60,910	48,517							・学用品費と通学用品費(合算)・・・1年生は定額22,730円、2～3年生は定額25,000円 ・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・令和元年度実績額	
山口県	平生町	○							○	22,740		○							○	57,980		○											○				○	57,720	16,005							・校外活動費(宿泊を伴うもの)・・・令和2年度及び令和元年度実績無し 「医療費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」については実績	
山口県	阿武町	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	60,910	22,667							・通学用品費は、第1学年を除く。	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
19	19	2
山口県	下関市	
山口県	宇部市	
山口県	山口市	
山口県	萩市	
山口県	防府市	
山口県	下松市	
山口県	岩国市	
山口県	光市	
山口県	長門市	・通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上の場合、通学費(バス代・自転車購入代等)の補助を行っている。(教育総務課担当) ・子育て支援課が実施している「子ども医療費助成制度」において、小・中学生の医療費自己負担分を助成している。【所得制限なし。就学援助医療券・生活保護医療・スポーツ振興センター・福祉医療(重度心身障害者・ひとり親)の方が優先する】 ・子育て支援課が実施している「放課後児童クラブ」事業において、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の利用負担金を減免している。 ・今後想定される学習用タブレット端末の持ち帰り学習に向けて、市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象に、家庭でのオンライン通信環境のインターネットを利用する場合の初期費用[ケーブルテレビの加入・インターネット契約の工事費、無線LANルータ]を助成(教育総務課担当)
山口県	柳井市	
山口県	美祿市	
山口県	周南市	
山口県	山陽小野田市	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定者については、年度途中の申請であっても年度当初分から援助。
山口県	周防大島町	
山口県	和木町	
山口県	上関町	
山口県	田布施町	
山口県	平生町	
山口県	阿武町	